

大阪経済大学研究活動に関する行動規範

2010年3月4日大学評議会決定

2015年3月3日改正・施行

大阪経済大学（以下「本学」という。）は、建学精神である「自由と融和」に則り、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させ、人間性豊かな実学教育の成果をあげることによって、社会の発展に寄与する使命を持つ。

本学は、日本学術会議声明「科学者の行動規範」（平成18年10月3日制定、平成25年1月25日改訂）に準拠し、本学において研究活動を行うすべての者、およびこれを支援するすべての者（以下「研究者等」という。）が遵守すべき行動規範を以下のとおり定める。

1. 研究者等は、本学で管理する研究費が、学生納付金、公的資金、その他外部資金によって支えられていることを認識し、その使用および管理にあたり、研究費ごとに定められた条件、ルール等を遵守しなければならない。
2. 研究者等は、研究活動において、個人の尊厳および人権を尊重しなければならない。また、学生や共同研究者に対し、不利益を与えてはならない。
3. 研究者等は、研究活動において知り得た情報等について守秘義務を厳守し、消滅・改ざん・漏洩等を防ぐための措置を講じ、適切な期間保存するように努めなければならない。
4. 研究者等は、研究成果の発表において、ねつ造・改ざん・盗用等の不正行為を行わないことはもとより、不正行為の発生を未然に防止するように努めなければならない。
5. 研究者等は、利益相反に十分注意を払い、適切に対応する。
6. 研究者等は、不正行為が行われようとしている、あるいは、行われたことを知った場合には、それを放置してはならない。
7. この行動規範の改廃は、研究コンプライアンス推進委員会の意見を聴いて、理事長が行う。